貸付自粛一本人以外申告(Web 申告用)

これを使えば 借り過ぎは 解決できる ~生活再建支援サービス~

1. 貸付自粛はどんな制度?

生活に支障が生じる借金をおこなわないようサポートする目的で、自分の意思で、金融機関や貸金業者からの新規借入を 止めるため「自粛登録」する手続きです。信用情報に「貸付自粛」登録されると、原則新しい借入ができなくなります。 一定期間経過すれば、自分の意思で撤回もできるので金銭管理のサポートに役立ててください。

(※「クレジット契約」は、原則自粛制度の対象外ですが影響が出る場合があります。予めカード会社に影響の有無について確認してください。)

2. 貸付自粛は誰ができますか?

- * 申告者本人が未成年者(17歳以下)の場合、親権者が申告手続をできます。
- * <u>申告者本人が成年の場合、後見人等が</u>申告者本人に代わって申告手続をできます。 ※<u>補助人</u>については、審判で借財等に関する同意権が付与されている必要があります。
- * 撤回は、原則申告手続者である法定代理人からのみとなります。(※未成年者は成人すると自分で撤回可能です。)







★以上の入力部分は、本人申告・本人以外申告共通です。

(ギャ	ャンプルの場合)	(ギャン	ンブル以外の場合)		敵回の場合)
	400 / 200 (2000) 400 / 200 (2000) 400 / 200 (2000) 400 (2000) 400 / 200 (2000) 400 (2000) 400 / 200 (2000) 400 (2000)	darffert, "aals"	the fully provide the set of provide set of	And a subject of the second se	
And The sector of the sector o	Resolution of the second secon	STORE AND A		Total and	HEAD CONTRACTORS
	19 .54	ELECTRON A		\$1850 test	Antonio Antoni
An Constanting	1910 - 1916 - 1917 - 1918 - 1917 - 19		and and an		
wine fail					
an ar faring a	44 (440) 44 (440) 471 (44) 471 (44) 471 (44)				
142223104512.00 5. 308					

- ★ 「申告理由」は、どんな事情で自粛制度を利用されているかを把握する目的でお聞きしております。
- ◆ 「申告理由」「ギャンブルの種類」「自粛制度を知った事情」等については「複数回答」のチェックができます。 可能な範囲で回答ください。
- ◆「ギャンブル歴」「債務額等」は、おおよその数字で結構です。
- *住宅ローン等、ギャンブルや過剰消費等と関係のないものは含めなくて結構です。

申告手続者の情報入力 (本人以外)

and a second second		ヿ ◆「続柄」を選択 → 「配偶者」「親族等」「弁護士等」
and come trees	500 000 PB.7	※法人後見人等は「弁護士等」を選択してください。
RAUNCER (HR)	00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00	▲氏名・住所・生年月日の入力に関するポイントは(7)の申告者記載の内容と
AACHOGE 1871 LER	iteri Autori	同じですので、(7)を参照してください。
AARANSI LONG	#N	※本人以外申告の場合、「申告者本人の情報」は、 住民票等や後見登記事項証明書等にあるものを記載。
ANNOUSE LINE	an are	半角入力
	都知してくたさい	
AARAMATIN LONG		
EADNORMUT [MM]	4-2-2-532	全角入力
第三日のカマンション名	-3888C3.	
#A&##?>>>a>#,(h+)</td><td>TELL, 2</td><td></td></tr><tr><td>ALASSERIAS (Dec) Long</td><td></td><td>▲ 半角入力</td></tr><tr><td></td><td>100 June - 100</td><td>半角入力</td></tr><tr><td>◆····································</td><td></td><td>半角入力</td></tr><tr><td>BALSONNU LAN</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>]</td></tr><tr><td>*A2544886 (317)</td><td></td><td>]</td></tr><tr><td>*****</td><td>11 111 111 1111</td><td>半角入力</td></tr></tbody></table>		



	メールアドレス 【必須】 xxxxxxxx(例) (確認用)
I	* (申告手続者の)メールアドレスは必ず記載して下さい。
	* 「受理」「不受理」いずれもメールのみで連絡します。
	※不備があり「不受理」となった場合、メールアドレスに誤記があると、「不受理メール」が
	届かないため、再申告等に支障が生じますのでご注意ください。
	* 申告書をすべて入力し、最後に送信ボタンを押すと直後に「受付メール」が届きます。
	これが届かないときはメールアドレスの記載が誤っている可能性があります。
	※ <u>この場合</u> は、相談センターに電話するか、 <u>再申告</u> してください。
	※複数申告しても、有効なもの1件のみ登録処理しますので、他の申告分は不受理となり、
	申告者には支障がありませんのでご安心ください。
	 * 本人確認書類に不備があるこ不受理によります。 * 本人確認書類は、氏名・生年月日・住所の記載がある 公的身分証明書が必要です。 ★「確認」ボタンを押しても送信になりません。 ★入力内容の確認画面に遷移後、送信できます。 ★「不備」があると確認ボタンの脇に「エラー」表示 されますので、クリックすると該当箇所が確認できます。
里 * * *	 安】 「確認ボタン」を押すと、入力内容の確認画面にうつります。 記載漏れが多いので、本人確認書類の記載といま一度照合・チェックしてください。 「生年月日」「電話番号」など<u>「半角入力」のところ</u>を全角で入力すると、 入力ができていないため、確認画面で表示されません。 その場合、学信してた「不要問」になりますので注意してください。
*	その場合、 <u>送信しても「不受理」になりますので注意してくたさい</u> 。 <u>「メールアドレス」に誤記</u> があると、「受理・不受理メール」が届きません。 特に、「不受理」の場合、申告者に電話・メールも届かないことになりますので、
	「メールアドレス」のチェックは必ずお願いします。

申告データを受領後の流れ



- * 「受理」「不受理」いずれの連絡もメールで連絡します(Web申告では郵送物はありません)。
- * <u>「受理メール」は、受理日を確認する重要な書類</u>ですので<u>必ず保管</u>してください。
- * 貸付自粛情報の登録期間は、登録日から5年間以内となります。
- * 登録日から3か月を過ぎると撤回申告もできます。

(よくある質問)

- Q Web申告は送信するとすぐに登録処理をしてくれるのですか?
 - A <u>不備の確認等</u>受付処理を先に行い、その後電話で本人確認をしてからの対応となります。 申告件数が多い場合、受付順で処理をおこないますので、本人確認が翌日以降になることが あります。特に、休日や連休明けは処理に時間を要することがありますのでご了承ください。
- 貸付自粛は、クレジットカードへの影響がありますか?
 - A 貸付自粛は、キャッシング等に関する制度ですが、クレジットも使えなくなることがあります。 必ず申告前にカード会社にご確認ください。(カード会社毎に対応が異なります)
- Q Web申告は、申告者本人のスマホからでないと手続できないのですか?
 - A Web申告の入力をする機械(スマホ・パソコン)は、どこからでも行うことができます。 但し、本人確認は申告者と必ず行いますので、第三者の方は行うことができません。 ※法定代理人(親権者・後見人等を含む)は、「本人以外申告」ができます。
- Q 自粛登録をすると、既に借りている分について一括返済を求められますか?
 - A 既存の貸付には影響しません。追加の貸付をできなくするための制度です。
- Q 自粛登録をすると5年間は全く外せないのですか?
 - A 登録してから3か月を経過すると撤回できます。車の買換え等で借入を行う場合、手続きが 完了してから、改めて自粛登録をすることもできます。
- Q 不正利用防止のために自粛制度を利用することもできますか?
 - A 利用することは可能です。但し、申告者が所持しているカードの利用もできなくなる場合があり ます。その場合は、信用情報機関の「本人申告コメント制度(有料)」の利用</u>をお勧めします。